

岡崎市の防災

自分たちで守り、ともに支えあうまちへ

いつ起こるとも知れない巨大地震に、年々、被害の規模を拡大させていく風水害と、これまで以上に高い危機意識が求められる時代。私たちが災害から生命や財産を守るためには、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の考えを持つことが大切です。岡崎市議会では平成24年9月、「防災基本条例」を制定し、市民や地域、行政が一体となって災害に立ち向かい、それぞれの立場で防災・減災に取り組む方針を明確化しました。

地域の力を合わせる「自主防災活動」を基本に

南海トラフ巨大地震のように、激甚で広域的な災害の場合、行政の対応にも限界があります。また過去の大規模地震の際、家屋の下敷きになり、自力で脱出できなくなった住民をいち早く助け出したのは地域の住民でした。こうしたすぐに助けあえる自主防災組織として「町防災防犯協会」が組織されており、現在、世帯加入率はほぼ100%に達しています。災害は想定どおりにいかないといわれますが、それでも地域住民一人ひとりが災害に備え、いざという時に、隣近所の方々と力を合わせ、助けあうことが何よりも大切です。

地域の自主防災活動に参加しよう

町災害防ぎょ隊 体制例



自主防災活動を支援する補助制度があります。

地域の共助を担う自主防災組織の防災力向上を支援するため、防災用資機材などの整備に対する補助制度を行っています。

お問合せ先

市民安全部防災課

市役所 東庁舎2階

☎23-6896

「災害時協力の店」を確認しておこう

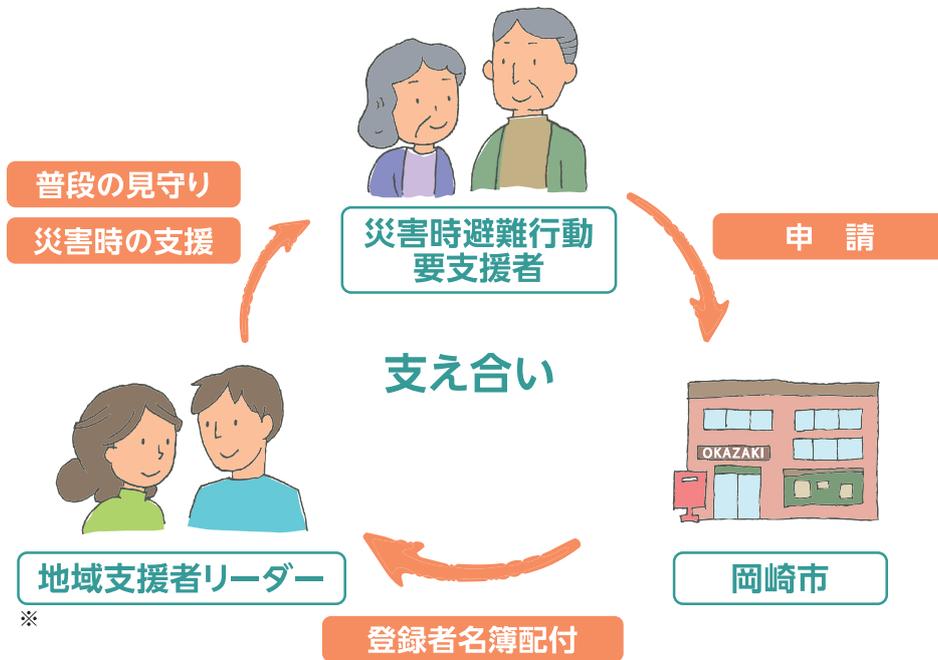
岡崎市では災害時、ボールやジャッキなど、自主防災活動のための資機材を提供する協定をガソリンスタンドや自動車・オートバイの販売店、整備工場などと結んでいます。平常時からステッカーの貼ってあるお店を確認しておきましょう。



岡崎市の防災 自分たちで守り、ともに支えあうまちへ

災害時避難行動要支援者支援制度とは？

災害時避難行動要支援者支援制度は、災害時にひとりでは逃げるのが困難な方々（災害時避難行動要支援者）が、地域の支援を受けられやすくするための制度です。岡崎市では、災害時避難行動要支援者などからの申請に基づき作成した名簿（災害時避難行動要支援者登録者名簿）を地域支援者リーダーに配布し、共助の環境づくりを図っています。



※（防災防犯協会長、学区福祉委員会委員長、民生委員・児童委員）

要支援者登録には申請が必要です。詳細は下記までお問合せください。

災害時避難行動要支援者の台帳登録対象者	問合せ窓口	TEL	FAX
①65歳以上のひとり暮らし高齢者 ②65歳以上の高齢者のみの世帯の方	長寿課	23-6147	23-6520
③介護保険の要介護3以上の認定者で在宅の方	介護保険課	23-6683	
④在宅で第1種身体障がい者、第1種知的障がい者手帳をお持ちの方	障がい福祉課	23-6113	25-7650
⑤精神障がい者、難病患者の方で一定の支援が必要な方		23-6180	
⑥小児慢性特定疾病の方で一定の支援が必要な方	健康増進課	23-6069	23-5071
戦傷病者手帳をお持ちの方 制度全般の問合せ	地域福祉課	23-6851	23-6515

上記①～⑥に準ずる方などが対象です。